

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」(昭和41年通商産業省告示第170号)の一部改正案に対する意見募集について(キンバリー・プロセス証明制度に基づく中央アフリカの取扱い変更)

令和7年3月26日
経 済 産 業 省
貿 易 管 理 課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

- ・ ダイヤモンド原石の不正取引が世界各地の紛争の資金源になっている状況に鑑み、不正取得されたダイヤモンド原石の輸出入規制を目的とする国際的な証明制度(以下、「キンバリー・プロセス証明制度」という。)が平成14年(2002年)に採択され、平成15年(2003年)1月から開始されました。現在、我が国を含む約60カ国・地域が参加しています。
- ・ 当該制度においては、ダイヤモンド原石の輸入に際し、①ダイヤモンド原石の船積国・地域が発行する当該ダイヤモンド原石が当該制度に基づいて取り扱われたものであることを証明する書類(以下、「キンバリー・プロセス証明書」)が添付されていること、②ダイヤモンド原石の輸出入が密封された容器で行われること、③制度の非参加国への輸出入を行わないことが義務付けられています。
- ・ 輸入貿易管理令に基づく告示(昭和41年通商産業省告示第170号。以下、「輸入公表」という。)においては、キンバリー・プロセス証明制度の参加国から貨物を輸入する場合、その容器又は包装が開いていないものであって、かつ、その容器又は包装に開かれた跡が無いものについては、当該制度に基づき船積国が発行したキンバリー・プロセス証明書の原本を税関に提出することによって輸入可能としています。
- ・ 平成25年(2013年)のキンバリー・プロセス証明制度合同作業部会において、中央アフリカ共和国に対する取引資格の暫定的停止が決定されたことにより、同国を原産地又は船積地域とするダイヤモンド原石について、わが国は平成27年(2015年)9月から輸入禁止措置をとっています。
- ・ 今般、令和6年(2024年)に開催されたキンバリー・プロセス証明制度の総会において「中央アフリカ共和国からのダイヤモンド原石の輸出再開に関する行政決定」が決議され、同国に対する取引制限が解除されたことから、輸入公表を改正し、ダイヤモンド原石の中央アフリカからの輸入制限を解除します。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で本改正について、意見(パブリック・コメント)の募集をいたします。

2. 意見募集対象

- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第17

0号)

- ダイヤモンド原石の輸入について（輸入注意事項14第68号）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 窓口での配布
経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館13階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年3月26日（水）～令和7年4月24日（木）
電子メール、郵送の場合は終了日必着。

5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

なお、電話での御意見の受付には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

- 電子メールの場合

電子メールアドレス：bzl-pb boueki4@meti.go.jp

（件名を「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」の一部改正案に対する意見（キンバリー・プロセス証明制度に基づく中央アフリカの取扱い変更）としてください。）

- 郵送の場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し

うる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」の一部改正案に対する意見（キンバリー・プロセス証明制度に基づく中央アフリカの取扱い変更）

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
	・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）
	・ 意見内容
	・ 理由